

税務・会計便り

～節税保険が販売停止になりました～

各大手生命保険会社が中小企業の経営者に向けた『節税保険』の販売を停止しました。

『節税保険』とは？

保険料の支払い時に一定の損金算入が認められる仕組みを利用した節税（実際には税の繰り延べ）目的に販売される保険のことです。

法人税率30%の場合…

年間の課税所得が1,000万円だとして
年間100万円（ピーク時である10年目の単純返戻率が95%）の保険に加入した場合、
10年間で300万円
（保険料100万円に税率30%を乗じた30万円×10年＝300万円）
が節税できますが、解約時の返戻金950万円はその返戻時の課税所得を構成します。この950万円に対して法人税が課せられます。

この法人税課税を減額する方法として、返戻率が高い時の解約が前提で役員退職金の利用などが提案され、経営者にとって魅力的な商品であるかのような説明がされます。

しかし

10年後のピーク時に社長が退任し、役員退職金を支給するといった計画は、その時点では極めて不確実です。特に3年後の経営環境も不透明な中小企業にとって良い商品でしょうか？

さらに節税保険に加入したところで、決して税負担が軽減するとは限らず、割高な保険料を負担させられている可能性もあるのです。

単なる税の繰り延べである『節税保険』に大きなメリットがある訳ではないことを理解し、保険はあくまで本来の目的である事業保障が重要であることを再確認しましょう。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100